

学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

年 月 日

↑
こころは
書かない

紹介議員

請願者 氏名

外

名

住所

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、1997年に児童福祉法に位置づけられ、2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」と「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、国の予算も拡充されつつあります。

2020年3月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校の「臨時休業」中も、学童保育は、国から「原則開所」を保育所と同様に求められました。学童保育を開所したことで、保護者の就労と社会の機能を支えてきました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ（児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上）や子ども集団の人数規模（おおむね40人以下）は、すべての学童保育では実現できていません。「3密」など感染リスクを避けるために、保護者の判断や市町村からの「利用自粛」の要請で、子どもを心配しながら留守番させた保護者や、学童保育に行きたいのに我慢して自宅等で過ごしていた子どもたちがいました。学童保育では、その日出席している子どもだけでなく、欠席した子ども、欠席しがちになっている子どもも含めて、生活の連続性を考えて日々の生活づくりを行っています。今回のコロナ禍で、指導員は子どもや家庭ともさまざまな方法でかかわってきました。地域によっては、分散登校の時期も含めると4か月近くもの間、一日保育がつづいたところもあります。感染拡大防止に努めながら子どもたちの安全を確保することとあわせて、子どもたちの情緒の安定をはかること、生活環境の変化に伴う家庭の養育基盤の弱まりや虐待のおそれがある場合の対応などもしてきました。コロナ禍にあって、「孤独」「孤立」になりがち子ども・保護者をつなげる役割を学童保育が担っています。

自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があります。今般、公立小学校の学級人数の上限を35人に引き下げる法改正を行うことが示されました。学童保育も、指導員の資格と配置基準、広さや子ども集団の人数規模について基準が遵守されて「全国一定水準の質」が保たれることが必要です。

上記の趣旨により以下の請願をいたします。

請願事項

- 第198国会で採択された「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める請願」を国の責任で具体化してください。
- 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、さらには新興感染症にも対応していくためにも、「指導員の資格」、「配置基準」、「広さ」、「子ども集団の人数規模」を早急に改善してください。上記の趣旨をふまえて、「第9次地方分権一括法」の附則による「施行後3年」の見直しの際には、学童保育の基準を拡充してください。

氏名	住所
山形花子	山形 ^{都道府県} 山形市〇〇町〇丁目〇-〇
山形一郎	山形 ^{都道府県} 山形市〇〇町〇丁目〇-〇
山形月子	〃 ^{都道府県} 〃 ← 「〃」は可! 「同上」は〇
※ 県名から記入	^{都道府県}
	^{都道府県}

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。
※請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をごらんください。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、必ず「同上」と書いてください。「//」は不可です。